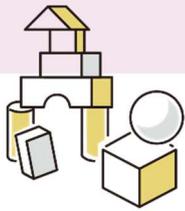


子ども誰でも通園制度

～お知らせ～



子育ての不安や悩みについて相談したい方、育児が少し離れてリフレッシュしたい方、
子どもにいつもと違う体験をさせたい方は、ぜひご利用ください。

Q. 子ども誰でも通園って？

- 理由を問わず利用できます。
- ふだん保育所などに通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを利用できます。

Q. どんなことができるの？

- 他の子どもたちと一緒に過ごすことで、成長や発達に良い影響がもたらされます。
- お子さんの発達や離乳食など、育児に関して保育士からアドバイスを受けることができます。

対象の子ども

①～③のすべてに該当する子どもが利用できます。

- ① 川崎市内在住の子ども
- ② 0歳6か月～満3歳未満の子ども
- ③ 保育所・幼稚園・認定子ども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業所に在籍していないこと

利用可能時間

子ども1人につき 月10時間 まで

- ※ 同時期に複数の施設に登録し、ご利用することができます。
- ※ 複数の施設を利用した場合は、各施設の利用時間の合計が月10時間までとなります。

利用料金

1時間 300円 程度

- ※ 施設により利用料金が異なります。給食やおやつ等がある場合は、実費負担が必要です。
- ※ 生活保護世帯や市民税非課税世帯等、世帯の状況により減免(1時間あたり300円を上限)があります。

利用開始までの手順

1. 事前面談

- 利用を希望する施設に直接申し込んでください。
- 各施設で、利用開始前の事前面談を行います。

2. 利用登録

- 実施施設に利用者として登録します。
- ※ 同時期に複数の施設に登録し、利用することができます。

3. 利用予約

- 利用登録した施設に直接申し込んでください。
- ※ 施設ごとに予約方法が異なります。

4. 利用開始

- 施設で利用料をお支払いください。
- ※ 施設ごとに支払方法が異なります。



【制度に関するお問合せ先】

子ども未来局 保育・幼児教育部 保育第1課

電話番号：044-200-2662

※ 区役所・市役所では利用者登録や利用予約は行っておりません。

制度の詳細内容や実施施設については市ホームページをご確認ください。

川崎市 誰でも通園

検索

